

# 第 2 7 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平 成 2 6 年 3 月 6 日 ( 木 )

射 水 市 役 所 布 目 庁 舎 301 号 室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第109号から第113号)  
日程第4 議事(議案第112号から第114号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名  
委員の現在数 24名

出 席 委 員 ( 2 1 人 )

1 番	石庭	文男	2 番	山崎	良吉
3 番	熊西	忠治	4 番	土合	正夫
5 番	中井	敏男	6 番	山下	隆之
7 番	横山	實	9 番	前花	敏子
10 番	山崎	秋夫	11 番	永森	薫
12 番	三島	博	14 番	舟木	康眞
15 番	杉森	雅弘	16 番	山本	久雄
17 番	水元	睦雄	18 番	前田	進
19 番	向井	隆一	20 番	山谷	孝芳
21 番	田中	智浩	22 番	佐伯	洋作
24 番	永野	邦夫			

欠 席 委 員 ( 3 人 )

8 番	石井	寿男	13 番	大松	治雄
23 番	橋爪	秀夫			

## 議事日程

### 第1 議事録署名人の指名

#### 第2

報告第109号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第110号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について  
報告第111号 農地法施行規則第32条第1号の規定による届出について  
報告第112号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願出について  
報告第113号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第113号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第114号 農用地利用集積計画の決定について

### 事務のために出席した事務局職員

#### 射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二  
主 任 田中 良仁

#### 射水市農林水産課

農政係長 福井 有希夫 主 任 青木 克憲

## 会議の概要

開会時刻 午後2時00分

### 議長(舟木会長)

ただいまから、第27回の射水市農業委員会総会を開会いたします。  
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

### 議事録署名委員の指名

### 議長(舟木会長)

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「10番 山崎秋夫委員」「11番 永森委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

## 会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定についてお諮りします。  
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。  
以上で日程第2を終わります。

## 報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第109号の説明）

議長（舟木会長）

それでは報告第109号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の  
受理について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第110号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第110号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の  
受理について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分  
いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第111号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第111号 農地法施行規則第32条第1号の規定による  
届出について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終了いたします。  
本案件について、ご了知をお願いします。

(報告第112号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第112号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取  
り下げ願出について議題とします。  
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終了いたします。  
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分  
いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第113号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第113号 農地法第18条第6項の規定による通知等  
について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、案件に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

永森委員

7番から24番、27番の 営農の解約する理由にある、終期の  
調整とはどういう理由で届出をされたのですか。

事務局(安元)

法人が借りる場合、賃貸借の終期が違くと契約期間満了のたびに毎年  
利用権の再設定をすることになります。法人としては、終期の時期をあ  
わせて、効率的に利用権の賃貸借契約をしたいようです。

永森委員

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

これにて質疑を終了いたします。

各案件についてご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第112号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第112号 農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。なお、本議案中21番の田中委員が当事者である案件が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、田中委員は当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

（田中委員退席）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書の10ページをご覧ください。

今回は10件ございます。

【議案第112号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった10件のうち、

1番は親から子への生前贈与での所有権移転

2番は親から子への生前贈与での所有権移転

3番は親から子への経営移譲を目的とする所有権移転

4番・5番は農地保有合理化事業による所有権移転

6番・7番は譲渡人離農による所有権移転

8番・9番は譲受人経営規模拡大による所有権移転

10番は譲渡人経営規模縮小による所有権移転です。

以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
それでは、本議案を直ちに採決いたします。  
議案第 1 1 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。  
よって、議案第 1 1 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。  
それでは、田中委員に着席されるよう、事務局より伝えてください。

（田中委員着席）

（議案第 1 1 3 号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第 1 1 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 1 2 ページの議案第 1 1 3 号をご覧ください。  
今月の農地法第 5 条の許可申請は 6 件でございます。  
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第 1 1 3 号を議案書をもとに朗読】

- 1 番は既存建物の附属建物物置を設置するための転用申請です。
- 2 番は太陽光発電用地とするための転用申請です。
- 3 番は資材置場及び駐車場を拡張するための転用申請です。

- 4番は住宅敷地とするための転用申請です。
- 5番は住宅敷地を拡張するための転用申請です。
- 6番は米乾燥施設作業場及び事務所とするための転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。  
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番の件について山崎秋夫委員よりお願いします。

山崎秋夫委員

議案第113号の1番について説明します。

今回の申請地は、譲渡人である さんが、○ 地内において運送業を営んでいた際、営業所に隣接する今回の場所に事業用のプレハブ物置を建てられました。その後、平成16年に○さんは廃業され、営業所敷地は売却されましたが、プレハブの建っている部分は売却されずに現在でも放置されたままとなっております。

最近になって、この残っている部分を売却するために公図や登記簿により確認をしたところ、そこが農地のままであることが判明しました。

原因は、先代が農地に関する知識がないままに無許可で農地を埋め立ててしてしまったものであり、今回始末書を添えて申請されました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

2番の件について山崎良吉委員よりお願いします。

山崎良吉委員

議案第113号の2番について説明します。

譲受人は太陽光発電システムの販売代理店に勤務しており、同システムを安価で導入できることから、自身で太陽光発電事業を行うために自宅周辺で適地を探しておりました。今回の申請地は平坦で十分な面積もあり、周辺に日光を遮る障害物もないことから、太陽光発電を行うには適地であると考え、土地の所有者と交渉したところ、ようやく話がまとまり、申請の運びとなりました。

転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区、生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

3番の件について前花委員よりお願いします。

前花委員

議案第113号の3番について説明します。

譲受人は、○ 市内において工場等の機械の組み立てや解体、移動等、プラント工事に関する事業を行っております。

現在の場所は、平成20年に転用許可を受けて以来、資材置場及び重機の駐車場として利用しております。

これまでは○ 市 地内にある本社を中心に事業を行ってきたそうですが、取引先や作業現場からも遠く、作業効率が悪いいため、最近では、○ 地内の営業所を拠点として事業を行っております。

今回の申請では、近年の建設需要の高まりにより、慢性的に資材置場が不足し、作業にも支障を来していることから、隣接する農地を譲り受け、敷地を拡張しようとするものです。転用にあたっては、近隣農地への影響もないと思われ、地元自治会並びに土地改良区、生産組合等の同意も得ております。

議長（舟木会長）

4番の件について横山委員よりお願いします。

横山委員

議案第113号の4番について説明します。

譲受人は現在、○ 市内のアパートに妻と子供の家族3人で暮しております。

夫は○ 市内、妻は○ 市内に勤務されていることから、中間に位置する射水市内を候補に、一戸建て住宅の適地を探していたところ、保育園や小学校にも近く、静かな生活環境の中にある今回の場所で住宅を建てることにされました。

転用による周辺農地への影響はないものと思われ、地元の自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

5番の件について山崎秋夫委員よりお願いします。

山崎秋夫委員

議案第113号の5番について説明します。

譲受人の自宅は県道 沿いにあり、現在、進められている道路拡幅工事により、宅地の一部が道路用地として収用されることになりました。

このため、隣接する農地の一部を転用し、そこを住宅敷地の代替地にしようと計画をされたものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないものと思われ、地元自治会並びに土地改良区、生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

6番の件について中井委員よりお願いします。

中井委員

議案第113号の6番について説明します。

申請者は、○ 地区を受益とする「 営農クラブ」の代表者です。  
現在の耕作面積は約 40ヘクタール、構成農家は45件で主に水稲作を行っております。現在、営農では集落内に小規模な農機具格納庫を所有しておりますが、近年の農業機械の大型化により所有する農機具が収容しきれない状況であること、さらには施設も老朽化しており、年々補修費用も嵩むことから、これを取り壊し、農地への移動にも便の良い、今回の場所で「乾燥施設を備えた新しい農機具格納庫」を建てることにされました。今回の転用により、隣接する農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区、生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。  
それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第113号について説明します。

1番については、申請地が集落内にあり、四方を宅地に囲まれた低生産性小集団農地であることから、これを2種農地と判断します。

計画内容等についても別段問題ないと判断します。

2番については、申請地が上水道管と下水道管が埋設されている幅員4m以上の沿道にあり、○ 保育園に道路を隔てて接しており、○ コミュニティセンターから70mの位置にあることから、これを3種農地と判断します。

今回の転用目的は、太陽光発電敷地とするものであり、計画内容についても問題ないと判断します。

3番については、申請地が10ha以上の一団の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

なお、議案書にも記載してありますように、当該地は農振除外手続中となっております。

今回の転用目的は、資材置場及び駐車場敷地を拡張するためであり、周辺の農地に及ぼす影響はないと思われ、転用はやむを得ないと判断します。

4番については、申請地が10ha以上の一団の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、住宅敷地とするためであり、集落との接続要件も満たしていることから、転用はやむを得ないと判断します。

5番については、申請地が10ha以上の一団の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、既存宅地に面する県道の拡張工事により敷地の一部が道路用地として収用されることに伴い、代替地として敷地に隣接する農地の一部を住宅敷地拡張するためであり、周辺の農地に及ぼす影響はないと思われ、転用はやむを得ないと判断します。

6番については、申請地が市が定める農業振興地域整備計画において

農用地区域に指定された区域内の農地であります。

なお、議案書にも記載してありますように当該地は農用地区域内からの用途変更の手続きは済んでおります。

今回の転用目的は、当該地区を受益とする集落営農組合の米乾燥施設作業所及び事務所敷地とするものであり、問題はないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第113号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第113号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

（議案第114号 説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第114号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案230件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

それでは直ちに採決します。

議案第114号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第114号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第27回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時09分

その他報告事項

次回開催場所と時刻について

総会開催日：平成26年4月7日（木）午後2時から  
射水市役所 布目庁舎301号会議室

平成25年度農業委員等研修会の開催について

日時 平成26年3月10日（月）  
場所：とやま自遊館

農業委員会と農業者との意見交換会について（報告）

農業委員会委員選挙人名簿登録者数について

議 長 舟木 康眞

署名委員 山崎 秋夫

署名委員 永森 薫

第二十七回農業委員会総会議事録

縦  
覧  
中

縦覧期間

自 平成二十六年三月十日  
至 平成二十六年四月一日